

## 平成27年第5回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年6月22日				
招 集 場 所	本部町議会議場				
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成27年6月22日	午前10時00分		
	散 会	平成27年6月22日	午後2時30分		
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。					
出 席	12 名	欠 席	1 名	欠 員	1 名
議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具 志 堅 勉	出	9	仲 宗 根 宗 弘	出
2	座 間 味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	欠 員	
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	欠	15	島 袋 吉 徳	〃
※ 会議録署名議員					
10番	仲 間 厚 洋	12番	大 城 正 和		
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。					
町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康		
教 育 長	仲 宗 根 清 二	会計管理者兼会計課長	新 里 一 成		
総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫		
住 民 課 長	上 間 辰 巳	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也		
福 祉 課 長	崎 原 誠	保 険 予 防 課 長	仲 榮 眞 修		
建 設 課 長	屋 富 祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二		
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教 育 委 員 会 事 務 局 長	仲 宗 根 章		
商 工 観 光 課 長	宮 城 健				
※ 本会議に職務のため出席した者					
事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	仲 宗 根 農		

# 議 事 日 程

6月22日（月） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	報告第5号	平成26年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (報告)
6	議案第35号	本部町指定金融機関の指定について (議案説明・審議・採決)
7	議案第36号	本部町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
8	議案第37号	本部町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
9	議案第38号	工事請負契約の締結について（本部町役場新庁舎建設工事〈外構2工区〉） (議案説明・審議・採決)
10	議案第39号	平成27年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
11	議案第40号	工事請負契約の締結について（石川謝花線橋梁整備工事〈A2橋台〉） (議案説明・審議・採決)
12	議案第41号	工事請負契約の締結について（石川謝花線橋梁整備工事〈箱桁工場製作〉） (議案説明・審議・採決)

○ 議長 島袋吉徳 ただいまから平成27年第5回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって10番 仲間厚洋議員及び12番 大城正和議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの4日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月25日までの4日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしてありますが、その中から抜粋して説明させていただきたいと思っております。

3月3日、北部市町村議会議長会第4回定例総会、この中では北部広域圏の議長会の職員の給料改定とかを。それから行事日程を決定しております。

その日に、同じ北部会館で、北部広域市町村圏事務組合議会第45回定例会を行っております。

4月1日、平成27年北部広域市町村圏事務組合第43回臨時会が北部会館で開かれております。

4月4日、平成27年度名桜大学入学式、北部生涯学習推進センターで行われて、参加しております。

4月7日、本部高校第49回入学式、本部高校体育館、参加しております。

4月13日、「死亡事故ゼロ4年連続達成」祝賀会が本部町会館ホールで開かれて、参加しております。

4月17日、八重瀬町行政視察で、調査建設プロジェクトチームの議員9名、それから執行部、副町長以下4名が本町を訪れて庁舎視察、それと話し合いを持たれております。

4月28日、高良文雄沖縄県町村会会長就任激励会が本部町産業支援センターで行われております。

4月30日、沖縄県町村議会議長会定例理事会が自治会館で開かれております。これはほとんど会務報告と事業計画となっております。

同じ4月30日、平成27年度沖縄振興拡大会議が自治会館で開かれております。これは地方創生の取り組みについてと、子育て環境の整備事業についての討論がなされております。

5月15日、北部市町村議会議長会第1回定例理事会及び総会が金武町教育委員会会議室で行われております。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に

お配りしたとおり提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 町長の行政報告を行います。町長。

○ 町長 高良文雄 おはようございます。平成27年3月1日から同5月31日までの主な行政報告を申し上げます。資料に基づいて行います。

まず1ページ、3月3日、本部町総合開発審議会を開催いたしておりますが、委員に対して委嘱状、10名の方でございまして、委嘱状を交付しております。

7日に、在アルゼンチン本部町人会、会長ですが、これは夕食となっておりますが、昼食懇談会。喜納リカルドさんという方で、上本部のご出身の方でございまして。ことしは、実は在アルゼンチン本部町人会創立80周年をことし迎えるということで、そのご挨拶と、また日ごろ、意見交換がなかなかできないものから、意見交換と。留学生を派遣してもらっていることについての謝意等々を含めての意見交換会、懇談会を持っております。ちなみに、町人会は平成27年7月26日に開催するという案内がございましたが、ことしはどうしても日程の都合がつかないということで、丁重に欠席ということでお断りをさせていただいております。かわりといっは何ですが、町から町民を代表してのお祝い金として30万円を会長に委託してございまして。

9日、墓地基本計画策定委員会から答申がございました。

24日、国民健康保険運営委員会がございまして、新たな委員9名に委嘱状を交付して委員会を開催しております。

26日に、内閣府へ表敬訪問ということで、これは私が町村会の会長ということで、事務局長と2人で今後よろしくということで、表敬挨拶ということで関統括官を初め、幹部の皆さんにお会いしてきました。一括交付金等々を含めて、北部振興事業等々を含めて今後ともよろしくお願いしたいということも申し上げております。

31日、役場職員の退職者に対する辞令交付式、ことしは少なくとも2名の方でございました。定年退職でございまして。

翌日の4月1日には、人事異動等々、新採用等に係る辞令交付で30名の対象者がおりまして、そのうち新規採用が4名でございました。

2ページであります。2日、固定資産税評価委員会、3名の方に委嘱状を交付しております。

13日、交通死亡事故ゼロ1年達成表彰式ということで、本部からも加藤本部長がお見えになって授賞式を行っております。参加しております。引き続き祝賀会もございました。

17日、金曜日ですが、県保健医療部長訪問ということで、これは北部の市町村会として、いわゆる基幹病院、中核病院についてのナカモト部長に、いろいろ意見交換をしながら申し入れをしております。その中で、どうしても私どもは今、北部の医療が非常に医療機能が低下していると。全くよくなっていないというような話等々も含めて、ぜひ今後お互い、意見交換をしながら医療体制の強化について、いろいろとお互いのできる方策を検討しようという話をしております。その中でもぜひ副知事もこちらへ来ていただいて、現場を見ながら、一緒にいろいろと御相談を

しようというような申し入れもしております。

21日に、新しく鈴木さんでしたか、琉大の新しく病院長になられた方と北部医師会、名護市長、私を入れて懇談会をしております。と申しますのは、琉大の医学部から北部医師会へ医師の派遣等々、技術教養含めてお世話になっているということ等もあって、今後の支援についてのお願い方々、懇談会に出席をしてお願いをしております。

23日、伊江村救急患者搬送船完成式典・祝賀会ということですが、これは救急患者を高速艇で運ぶということですが、これは救急患者を高速艇で運ぶということで、これは北部振興事業、いわゆる北部連携事業で、その伊江村急患と書いてありますが、これは水納島も含まれるということとございまして、本部町とも関係があるということとございまして。

あとは議長からもありましたが、30日に沖縄拡大振興会議、毎年やっております県との、市町村との行政懇談会と言っておりますが、拡大振興会議と名前を変えてやっております、その中で新たな町からの要請として、瀬底一周道路ということで明記をして、要請をしております。もう1件は高規格道路名護東バイパスの海洋博公園までの高規格道路についても、これは従来からやっておりますが、2件もやっております。

あとは5月4日、カツオのぼり祭り、10日、アセローラの日イベント、天気も両日ともよくて、とても印象深いのは町の商工会青年部、若い方がとても、青年会も含めて非常に協力、団結をして、非常ににぎわっておりますし、非常にいい傾向だなと思っております。それを私ども行政としてもバックアップをしたいと感じているところであります。

20日、全国道路大会及び要請活動ということで、毎年のことではありますが、行政活動を県全体として代表団を組んで行ってまいりました。ちょうどタイミングよく、沖縄の物産と観光フェアということで、これは名古屋にあったんですが、これは沖縄県と沖縄物産公社、連携した事業であります。ちょうどその中で、その場所は名古屋の茶屋店とあって、イオンモール沖縄ライカム店ができましたが、それに負けず、大きい規模の店で、そこを中心に東海地区で沖縄物産フェアと銘打ってフェアを開催されたわけですが、ちょうどその中で、全国のイオンの会長であります梅本さんという方が、懇意に私もしております、本部のコーナーも設けていただきまして、本部牛、アセローラ、マグロ、もち、物産の塩やら、本部のコーナーも設けていて、非常によかったなということで行ってまいりまして、また夕方は県人会やイオンの方々、あるいは県の物産公社の皆さんとの交流会もあって、非常によかったなと思っております。

28日には、これは定例であります。総合事務局開発建設部との行政懇談会、この中で新たな要請として、いわゆる本部港のクルーズ船対応のバースの設備整備につきましてお願いをしております。その中には、ほか名護東道路バイパスの件も含めて要請がありますが、そういうことで要請活動をしております。

以上が行政報告であります。

○ 議長 島袋吉徳 これで町長の行政報告を終わります。

日程第5．報告第5号 平成26年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議

題とします。

提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** 平成27年第5回本部町議会定例会におきまして、1件の報告と7件の議案を提出してございます。その内訳といたしまして、平成26年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告が1件、指定金融機関の指定についての議案が1件、条例の一部改正の議案が2件、工事請負契約の締結についての議案が3件、平成27年度本部町一般会計補正予算の議案が1件となっております。説明に当たりましては、副町長以下、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○ **議長 島袋吉徳** 総務課長。

○ **総務課長 上原新吾** 報告第5号 平成26年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により平成26年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。平成27年6月22日提出、本部町長 高良文雄。

次、めぐりまして、繰越計算書が2枚のつづりになっていると思います。金額と翌年度繰越額、さらには財源の内訳が載っております。その2枚の後に、資料として今現状等のものも含めて載せておりますので、資料のほうで説明はさせていただきます。資料のほうをごらんください。社会保障・税番号制度システム整備事業ですが、これは平成26年度で予算を措置していますが、全額繰越でございます。国のシステムの指針が決定するのが非常におくれまして、これは現在、整備に向けて調整をしているところでございます。これは税番号制度が本年10月から通知の予定、業務のスケジュールとしては各個人宛に通知が発送される予定でございます。平成28年1月1日からは付番いたしまして、それを欲しい方にはカードとかも、平成28年1月1日からは交付していくという形でございます。次の本部町第4次総合計画策定事業でございます。これについては、町総合戦略、これは定住とか人口をふやす地方創生を目指すものが去年、平成26年度の最後のほうに国が補正予算をやっておりまして、その結果に基づいてやっている状況で、それと整合性を合わせながらこの計画を策定していこうと考えております。10月の完成予定でございます。次の本部町総合戦略策定事業でございますが、これは平成28年1月の完成を予定しております。次の住民参加型みなとまちづくり事業、これは渡久地港の水納島へ発着をする船の待合室の改装と監視カメラ等、そういうものをやる事業でございますが、これも全額繰り越しで8月の完成を予定しております。

本部町多機能型農業推進事業、これも国の補正予算で交付決定が3月でございましたので繰り越しをしております。これはハウス、露地栽培等でネギ、リュウキュウベンケイ等の増殖事業をやってまいりたいと。平成28年2月完成予定でございます。もとぶピージャー産地確立推進事業でございますが、これは一括交付金事業の1つでございます。ピージャー小屋の完成を、10月完成を予定で進めているところでございます。農村総合12号農道未買収用地購入事業ですが、これについては相続等に時間を要したために繰り越しでございます。8月までには購入を予定いたしております。

次の商品券発券事業、これも国の補正予算でございました。7月から商品券を販売予定しております。半年間。次の山里山百合増殖普及事業でございますが、これも一括交付金事業の1つでございますが、地権者との調整に時間を要したための繰り越しでございます。平成28年1月完成予定でございます。次の八重岳観光拠点整備事業でございますが、これは森林等の規制区間、そういうものの調整に時間を要したための繰り越しでございます。年内、12月完成予定をしております。

山里儀間線未買収用地購入時業、この事業は、補助事業としての事業は既に終わっているところでございますが、その用地の部分について、これも相続と用地交渉に時間を要したための繰り越しでございます。9月に購入を予定しております。続きまして、健堅本部落線道路改良事業、これも用地等の関係での繰り越しでございます。10月完成予定でございます。次の石川謝花線道路改築事業、これは北部振興連携事業等でやっている事業です。平成27年1月に交付決定等が来ましたので、現在、繰り越しをして平成28年度中での完成を予定しております。次、お聞きください。耐震診断事業、これは対象建築物の建築年度等に時間を要したための繰り越しでございます。7月完成予定です。これは不特定多数の人々が入り出る建物の、古い建物なんですが、その改築予定ということで、この建物を診断するというものについての事業です。

下の水納小中学校避難経路整備事業、これは交付決定、平成27年4月でやりましたけれども、工期が足りなくて繰り越しをしております。これは工事の段階で地中の支持基盤が予想より深くて追加工事が必要になって繰り越しをしたと。現在は、もう既に完成はいたしております。

農林等災害復旧事業、これは補助金の交付決定が平成27年1月であり、工期が足りなくて繰り越しをいたしております。

以上で報告を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（午前10時26分）

再開します。

再 開（午前10時27分）

13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 何か所ぐらいなのか、これは公的な建物で人の出入りも多いところだと認識しているんですけども、民間も含んでいるんですか。そこら辺も含めて詳しく説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 13番、石川議員にご説明いたします。

先ほど総務課長からも説明がありましたけれども、不特定多数ということで、該当していたのがホテル、備瀬の…、チサンのほうと、あとはノーブル、この2カ所が該当していて、チサンのほうは独自で耐震診断が終わってしまっていて、ノーブルはまだ終わっていません。今回はノーブルの、本部記念病院の耐震診断ということであります。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。

休 憩（午前10時28分）

再開します。

再 開（午前10時30分）

12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 資料の6番目、本部町多機能型農業推進事業、金額がかなり大きいので、それがハウス及び露地栽培でかわりに、リュウキュウベンケイ等の増殖事業ということの、平成28年2月完成でかなり時間がかかっているようだけれども、今までの進捗状況、事業の内容等について説明を求めたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番、大城議員にご説明いたします。

本部町多機能型農業推進事業、現在の進捗状況でございますが、まず事業内容としまして、本部町に在来します、島ヤサイですとか、果樹、それから花き、そういった品目の品物を、少量になってきていますので、もう一度光を当てて、それを増殖し、農家に普及していこうという観点と、それからまた観光ですとか、そういう見せる農業、体験する農業、そういうところでの機能を活用して観光とのリンクを図る、そういう内容の事業でございますが、現在、委託先となる農家を選定する作業としまして、花きでありますとか、野菜でありますとか、果樹でありますとか、そういう関係団体等を本部型農業推進協議会という構成メンバーを募りまして、協議会を今設立してございます。協議会の中で、例えば花きであれば、太陽の花ですとかJ A、また果樹であれば、リゾート果樹研究会ですとか、産直農家など、あと町内の青年農業者の会、あるいはキンキンゴーヤーですと、合同会社健堅など、そういった町内の関係機関を集めまして、推進協議会を発足してございます。その中で品目について、どの時期に、どの場所で、どういうふうに探してもらうかと。苗の調達など、どのようにやっていくのかということは今、担当のほうと細かいところを調整しているところでございます。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 課長、少し中のほうを説明お願いしたいと思いますが、これは町で施設を設置すると、そして設置した後に農家に、関係者に委託をするという形の説明に聞こえたけれども、これは町の施設になるわけですか。それとこの事業の規模について、どの程度の面積で、ハウスならどれだけハウスなのか、少し説明をお願いしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番、大城議員にご説明いたします。

施設について設置するののかというご質問ですが、今、考えているのは委託料として協議会と契約したいと考えております。協議会の中で各品目ごとに農家を選定して、補助をどこでということを決めていこうと思っておりますが、品目によってはハウスが適当であるとか、また露地が適当であるとか、それが出てきますので、例えばハウスで栽培したほうが良いという品目については、その委託料の中からハウスを立て込む費用に相当する分の委託料も含めていきたいと考えております。それから規模については、これから細かい算定に入っていきますので、品目ごとにそれぞれ規模についても、まだ調整しながら進めているところですので、まだはっきりどの品目に

何平米という数字は固めてはおりませんが、今、詰めていく作業をしているところです。以上です。

○ **議長 島袋吉徳** ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第5号 平成26年度本部町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第6. 議案第35号 本部町指定金融機関の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

○ **会計管理者兼会計課長 新里一成** 議案第35号 本部町指定金融機関の指定について。地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、平成27年7月1日から平成29年6月30日まで、株式会社琉球銀行を本部町指定金融機関として指定する。平成27年6月22日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、出納事務の効率的運営と正確かつ安全を図り、住民の利便に資する上から、本部町に属する公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため。これが、この議案を提出する理由である。

後ろのほうに参考資料です。これまでの経緯を載せてあります。本部町の指定金融を指定したのが昭和61年3月です。当初は、1年の輪番制をとっておりましたが、平成15年からは2年の輪番制となっており、今回は株式会社琉球銀行の予定となっております。以上でございます。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。12番 大城正和議員。

○ **12番 大城正和** お尋ねしたいと思います。

輪番ということで、今回、琉球銀行の提案だけれども、琉球銀行は前のページの平成10年以来なんですよ。当時、指定金融機関から撤退するという事情もあって、銀行側の都合で撤退してやめたけれども、ここに来て、17年ぶりに琉球銀行がまた加わってきているけれども、特別な事由があるのかどうか。かなり厳しい時期には撤退しました。コストの問題、どうのこうのがあって、議会のほうでも質疑の中で議論したことがあるんだけど、ここに来て、久々に琉球銀行が入ってきているんだけど、その辺の事情等について、説明を。先方から申し出があるのか、お願いしたのかどうか。長いこと撤退していたけれども、そのあたりの、要するに指定する町当局側の特別な先方に対する、そういう申し入れもしたのかどうか。どういう事由でここまで来て、ここに新たにまた加わってきたけれども、その辺の事情説明を求めたいと思います。

○ **議長 島袋吉徳** 会計管理者兼会計課長。

○ **会計管理者兼会計課長 新里一成** 12番、大城議員にお答えします。

新たに参入したいということで、平成24年度に琉球銀行から申し入れがありまして、過去、沖銀、海銀、農協、琉球銀行も交えているいろいろ話し合った結果、当初の輪番のほうに参入を話し合いで認めましょうということで、そういう経緯となっております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。 休憩（午前10時41分）  
再開します。 再開（午前10時43分）

ほかに質疑ありませんか。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 この議案の中で、毎回そうなんですけれども、私たちに求められているのは、提案された銀行が本部町の指定金融機関としてふさわしいかどうかの判断をしなければいけない。参考資料も、説明の中でも何の説明もない。今までそうですよね。確かに、県内でも有数の企業であることは私たちもわかります。しかし、中身について何もない。人事案件だってそうです。この人が何をしてきたのか、そしてどういう活動をしてきたのかという資料が添付されるんです。今後は、こういう案件の場合でもこの琉球銀行なるものがどれだけの規模の会社なのか、そこら辺の資料を添付してもらいたい。次に来るであろう輪番制ということでの、輪番の年数だけ入れたってしょうがないんです。その点について、会計課長。

○ 議長 島袋吉徳 会計管理者兼会計課長。

○ 会計管理者兼会計課長 新里一成 13番、石川議員にお答えします。

議員おっしゃるとおり、次回からは輪番の銀行の設立等の経緯等もあわせて参考資料として添付したいと思います。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。 休憩（午前10時45分）  
再開します。 再開（午前10時45分）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省きます。

これから議案第35号 本部町指定金融機関の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第35号 本部町指定金融機関の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第36号 本部町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第36号について説明いたします。

議案第36号 本部町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。本部町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成27年6月22日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、行政手続法の一部が改正され、新たに規定された行政指導をする際の権限の根拠の明示、行政指導及び処分等の求めの手続の規定等が設けられたことに伴い、本町の条例において

も同様の規定を設け、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図りたい。これが、この議案を提出する理由である。

それでは、説明については新旧対照表及び最後の資料で説明したいと思います。1ページ、2ページ、3ページまでが改正のものでございますが、1／8というふうに横になっていると思いますが、これが新旧対照表でございます。下線部分が改正の部分でございます。主に今回改正するのは、次の2／8ページ、第2条、名あて人、ひらがなを漢字に改正した部分等がたくさんございます。

それと、新規に追加した部分の説明をしたいと思います。6／8と書かれたページに、これが新規に追加する部分でございます。そこについては読み上げたいと思います。第33条の2項といたしまして、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。1号、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項。2号、前号の条項に規定する要件。3号、当該権限の行使が前号の要件に適合する理由。現行もいろいろ条文とかはつけながら文書等ではやっていますが、これを明文化したという形です。行政手続のほうでも明文化されましたので、我々条例のほうでも明文化してまいりたいということでございます。

次、下のほう、第35条（行政指導の中止等の求め）、これも読み上げます。法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を得てされたものであるときは、この限りではない。2項、前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。1号から6号まで、こういうものを設けて提出するというところでございます。続きまして、3項として、町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導等の中止その他必要な措置をとらなければならない。

次、36条といたしまして、（処分等の求め）何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。2項、前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。1号から6号については、前の35条の2項の部分と全く同じでございます。

最後のほうに、資料を添付してございます。資料のほうで再度説明をいたしたいと考えております。議案第36号資料として、これは行政指導の中止を求めると。これは例えば、町が行政指導をした場合、行政指導というのは強制力はありません。あくまでも行政指導という、処分につい

ては強制力が伴っているものですが、行政指導というのは強制力がない行政の立場です。それについて、例えば町が行政指導したことが公表されていたり、そういうことによって事業者または個人等が不利益をこうむっているということ等が起こった場合、そういう場合に個人または事業者が中止をすることを求めることができるということ、これは行政手続法の中でも明文化されたということです。そういうものが提出された場合については、町としても町サイド、調査を行い、そういうことが適合しない理由と、図示はしておりますが、そういうことがあった場合には行政指導の中止または、そういうことを行い得るということです。

3番目のほうに、処分等の求めですが、これは何人もということでございます。どなたでもということです。不作為、作為で町が、本部町は大きな面積がありまして、たくさん、全て現実に即してすぐわかるというわけではございません。これは地方公共団体もそうでございますが、そういう場合に申し出人がそこは要請してください、行政処分を求めると。そういう場合に町は調査を行い、必要と認める場合は処分、または行政指導を行うものとするということでございます。そういうものが今回、行政手続法の中で改正されましたので、我々も条例に明文化をいたしまして、そういうふうに透明性、公平性を高めてまいりたいということで今回、行政手続法の一部改正をいたして、提出しております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省きます。

これから議案第36号 本部町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第36号 本部町行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午前10時56分)

再開します。

再 開 (午前11時05分)

日程第8. 議案第37号 本部町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 議案第37号 本部町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成27年6月22日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、本部町における個人墓地等の散在化防止などの墓地行政を推進するため、本部町墓地基本計画に示された方針に沿って墓地等の経営の許可等に関する事務を執り行うのに必要な事

項を変更する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページ、1ページから3ページまでが一部条例の改正条例案になっておりまして、4ページをお願いいたします。4ページから9ページまでが新旧対照表となっております。その中で新たに追加する条項は、4ページの真ん中あたりの第3条（町への説明等）、下のほう、第4条（説明会の開催）。開いていただいて5ページ、真ん中あたり、第5条（隣接住民等及び周辺住民等との協議等）。ページ開いていただいて、7ページの一番下の（立入調査）、第13条。8ページのほうの真ん中、第14条（勧告及び公表）となっております。その概要につきまして、10ページに参考資料を添付してございますので、そちらのほうでご説明いたします。

10ページをお開きください。本部町墓地等の経営の許可等に関する条例の主な改正概要ということで、1番、第3条から第5条関係、墓地等の経営許可申請を行う前に、事前協議などの条文を追加しておりまして、これにより関係者との協議が重ねられるようにする予定でございます。下のほうにフローチャートがありまして、①、③、④になりまして、簡単に説明しますと、図の①、これは3条関係なんですけれども、町への説明等になっておりまして、申請予定者から墓地等の経営計画の説明を受ける意見聴取を規定しております。それに基づきまして、計画内容等の確認後、②審査、町から申請予定者に対しまして、地域住民の合意形成等を条件に、本計画の実行可能性の有無について可能性を示します。左側の③、これは第5条関係になっておりまして、近隣住民及び周辺住民等との協議のところになっておりまして、協議の規定を設けております。協議が整いましたら、④のほう、これも同じ5条関係なんですけれども、町に対しまして、協議結果の報告をすることを規定しております。

次に2、11条関係でございますけれども、①が1項になっておりまして、墓地等の設置場所の要件を表にしております。これまで一番右側のほう、個人墓地に関する設置場所の要件に関しましては、全部適用しないということになっておりましてけれども、今回、赤い字で示された部分が新たに規則で適用に改正を予定しております。次のページをお願いいたします。11ページをお願いします。11ページは、11条の2項関係になっておりまして、墓地等設置に係る区域の指定ということで、イメージ図になっております。2項のほうで、町長は、町民の生活環境を保全する必要があると認めるときは、墓地等の設置に係る区域を指定することができるという規定を設けておりまして、その規定で墓地区域、墓地規制区域、調整区域を今後設定予定に向けて調整してまいりたいと考えております。

次、大きな3、第12条関係、これは墓地等の構造の基準になっておりまして、これも表の右側ですね、個人墓地に設置する場合は以前の条例では、全部適用しないところから、赤文字のところは条例との改正で適用を予定しております。

最後に4、下のほう、第14条関係で墓地等の経営の許可等の手続などがなされていない者に対しまして勧告、勧告に従わない当該者の指名等の公表ができる条文を新たに追加しております。この条例の施行でございますけれども、平成27年7月1日からの施行を予定しております。以上、説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（午前11時12分）

再開します。

再 開（午前11時14分）

10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 二、三、条文を読んだだけでわからない。3条についてなんですけれども、町長が説明すると、許可についてですね、経営の説明をするということになっていきますけれども、特別の理由があるときはその限りではないという文言がありますけれども、特別な理由があるとしてきたのか、お答えいただきたいと思います。4条についても、説明会開催について特別の理由があると認めるときはこの限りではないという文言がそこにも出てきます。それについてもご説明をいただきたいと思います。

あと、4条について、先ほど休憩中で対象墓についてお尋ねしたのは、4条については墓地経営する場合に隣接、墓地等に接する周辺住民等についてですね、それについて説明を要するという事になっているんですけれども、これは個人墓は対象にならないということでしたので、個人墓の場合には隣接地主の協議は必要ないわけですよ。5条には隣接地主は出てこないですから、この皆さんはこの協議事項の中に、最初の10ページですね、協議第5条として、3番目に行うことなんですけれども、隣接地主が対象になっているんです。この5条からすると、隣接地主は除外されているんですよ。何でそこに隣接地主が入ってきているんですか。この隣接地主と協議するのと、隣接地主は協議しないでいいもの、それは大きな違いがあるんですよ。この説明をお願いしたいです。

それと11条2項、墓地等に関する区域を指定することができるということ、これは墓地区域のことですよ、恐らく。そうであるのか、そうでないのか、まずお答えをください。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。

休 憩（午前11時17分）

再開します。

再 開（午前11時18分）

保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 10番、仲間議員にご説明いたします。

まず、第4条の町長が特別の理由があると認めるとき及び第5条の…、第3条ですね、失礼いたしました。もう一度、説明します。第3条の町長が特別の理由があると認めるときと、第4条の町長が特別の理由があると認めるときなんですけれども、これにつきましては、今後、墓地区域等を設定後に、墓地との区域等の設定後に墓地との区域につきましては、墓地が団地化されているということで、設置等が周りの地主等々が明らかに設置も、より詳細な説明がなくても同意等の協力が得られるときは説明は不要ということで、特別な理由等を想定しております。

続きまして、第5条の2項…、済みません、訂正いたします。第11条の2項ですね、墓地等の設置に係る区域を指定することができるという文言を、先ほど少し説明で触れましたけれども、墓地区域、墓地規制区域等を制定しております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 10番 仲間厚洋議員。

○ **10番 仲間厚洋** この条例というのは、皆さんの運用規定より上位法なんですよ、これは。その中で個人墓については周辺地主との協議は必要ないと書かれているんです。それをもらうために大変な苦勞をしている、今。それと周辺の墓地、団地化しているところへ許可をもらおうとする場合、周辺隣接地が、墓地、墓が建っているんです。その墓が建っている地主にも同意をもらいなさいとなっているんですよ、今。これは大変な勞力を求めることになるんです、この墓地を經營する方に対して。この条文どおりやったらどうですか。いらないと書いてあるんですから。隣接住民については該当しますよ。隣接地主については、これは触れられていないんです。だからその条文に従った運用をしたらどうですか。その点、もう一度。

それと11条の2項については、墓地区域の指定についてのお話のようですけども、基本計画の中では36年までだったですかね、10年間。随時指定いくとなっているんです。指定するという言葉が使われている。これでは指定することができる、若干の後退が認められるんですよね、これでは。その意味合い、どういう。基本計画では指定すると言っているのに、これでは指定することができる。そういう違いについて説明をいただきたい。

○ **議長 島袋吉徳** 保険予防課長。

○ **保険予防課長 仲榮眞 修** 10番、仲間議員にご説明いたします。

近隣、隣接地主、墓地が団地化、集団化している場所での墓地設置の際の隣接地主の説明なんですけれども、実は権限移譲を受ける前の県の条例もそういった条例等の運用で、県が設置している際も近隣地主の同意、あるいは承認という形で事務手続を進めていることもありまして、権限移譲後も同条件で協力をいただいております。

もう1点、墓地区域を指定することができるということで条例にはありますけれども、墓地区域につきましては集団化されて、団地化されておりますけれども、団地化されているところも農地法等々で農振地域等があるものですから、産業振興課等と原課との協議が整わないと区域の設定ができないという箇所もあるものですから、できるという、まずは調整が必要ということであるという、把握することができるという条例に明文化しております。以上です。

○ **議長 島袋吉徳** 10番 仲間厚洋議員。

○ **10番 仲間厚洋** もっと踏み込んだ質問については、一般質問でやっていますので、そこでまたお願いをしたいと思うんですけれども、隣接地主と、そこに住んでいるというのであれば、運用上、そういった取り扱いをしてもいいと思うんです。ただ、周囲が、もう既に墓ができている。その隣の地主にまで同意を求めなさいというのはちょっと酷じゃないかなと思うんです。特に隣接の墓地が無許可の場合、そういった地域については、隣接の同意、協議等について考えていただいたほうがいいのかと思います。条文にもそう書いてあるんだから、必要ないと。どうですか。

○ **議長 島袋吉徳** 保険予防課長。

○ **保険予防課長 仲榮眞 修** 10番、仲間議員にお答えいたします。

先ほどからご説明しているとおり、墓地が周囲にある場合につきましては、現場を確認しながら

らケースバイケースで、原則は同意等を提案しておりますけれども、ケースバイケースで対応して、調整をしてみたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 1点だけ確認をしたいと思うんですけれども、第12条関係で個人墓地、その面積なんですけれども、30平米以下ということであつたわけなんですけれども、これは大きさを規制したほうがいいのか悪いのか、そこら辺どんなものですか。30平米といいますと、約1坪ですよ。既存の個人墓でも1坪以上の墓というのは結構あると思うんですけれども、家族が多いとか、これは敷地全体で30平米ですよ。その点も含めて確認をしたい。そしてなぜ30平米以下なのか、その説明をまず求めます。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 13番、石川議員にお答えいたします。

12条関係の原則30平米以下の範囲なんですけれども、これは敷地を指して30平米以下ということになります。もう1点、30平米以下の根拠でございますけれども、墓地基本計画の中で、これまで県が平成16年度から25年度の間本部町内で墓地の経営許可が報告された墓地を平均化しますと、約39平米になっておりまして、墓地基本計画の策定委員会の中で家族墓が、今後、少子高齢化とか核家族化が進む中で平均の39平米以下の意見の中で、30平米のほうが望ましいだろうということがありまして、30平米という形で、条例等で明文化を予定しております。

○ 議長 島袋吉徳 13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 30平米といいますけれども、大体今、墓をつくるときに長男、次男、三男がいる。墓地を一緒に求めるときもあるんですよ。つくるのは順序が違うかもしれないけれども、そのときにはどうなるんですか。墓地として購入する、そして墓をつくる、敷地は広々ととっておく。そういうのも出てくるんです。大家族になると、もっと広い敷地が必要だろうという部分もあるんです。この何平米以下という決め方をする必要はあるかどうかという問題なんです。なぜ30平米を超したらだめなんですか。なぜなのか。なぜその上限を規制する必要があるかということなんです。その説明を求めます。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 13番、石川議員にお答えします。

30平米以下なんですけれども、原則30平米以下になっておりまして、この原則というのは、墓地とかが、先ほど10番、仲間議員からも質疑等がありましたけれども、墓地が集団化されているところについてはある程度、30平米以上でも問題はないかと思っておりますけれども、本部町の土地利用の観点から、自前の土地があつても宅地の周辺にばんと大きいものが建てられると、土地利用も含めて、景観関係もございまして、場所場所によって原則30平米以下という形で設定させていただいております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。

休 憩（午前11時32分）

再開します。

再 開（午前11時46分）

13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 今、休憩中で大分議論をしまいましたが、この条例の中でも墓地の坪数というんですか、個人の件ですね、原則30平米以下と上限を決めてしまうということに対して、非常に懸念される点がありますので、その点をしっかりと踏まえた中で条例の施行に関しては進めていただきたい。その点についてお答え願います。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 13番、石川議員にお答えいたします。

原則30平米以下の明記につきましては、墓地申請の際もそうですけれども、その前の事前協議の中に現場を確認しながら、ケースバイケースで対応してまいります。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。 休 憩（午前11時47分）

再開します。 再 開（午前11時47分）

6番 宮城達彦議員。

○ 6番 宮城達彦 12条関係、12条のアからウまでありますが、そのウですね。雨水や汚水の排水設備を設けるとうたわれておりますよね。例えば農地だったら、農業委員会の許可がないとつukれないわけですよね。じゃあ、農業委員会から許可をいただきました。じゃあそのつukる場所には排水も何もありません。当然ない可能性がありますよね。こういうときの排水というのはどういうふうに理解するのか。この排水の説明をお願いします。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 6番、宮城議員にご説明いたします。

12条関係の排水の基準なんですけれども、墓地の敷地内に水が滞留しないような形で溝を掘って、敷地外のほうに水が流れる形で設計というか、設置の基準として考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 6番 宮城達彦議員。

○ 6番 宮城達彦 ちょっと待って、意味がわからない。溝を掘って自然に流すということでしょう。何で雑水で流すんだったら排水を設ける必要があるのか。排水という意味何か。排水というのは、本来水が来ますよね、これをどこかの排水に溝に流すための汚染防止ですよ。これを自然に流すということは、コンクリートに流して、これ排水ね。どういう意味ですか。周囲をコンクリートで保護するという。これそのまま流れますよ、自然に。こういうのも排水溝というのか。この辺の説明。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。 休 憩（午前11時50分）

再開します。 再 開（午前11時51分）

保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 6番、宮城議員にご説明いたします。

先ほど溝の話をしていただきましたけれども、自然流下も含めて勾配をつけて、敷地内から雨水等を自然流下も含めた形で勾配をつけて排水を、この墓地の中で排水という形で想定をしております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第37号 本部町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第37号 本部町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午前11時54分)

再開します。

再 開 (午後1時30分)

日程第9. 議案第38号 工事請負契約の締結について(本部町役場新庁舎建設工事〈外構2工区〉)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第38号について説明いたします。

議案第38号 工事請負契約の締結について。本部町役場新庁舎建設工事(外構2工区)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成27年6月22日提出、本部町長 高良文雄。

1、契約の目的、本部町役場新庁舎建設工事(外構2工区)。2、契約の相手、本部町字野原663番地2、有限会社比嘉建設工業、代表取締役 比嘉みどり。3、契約金額、6,318万円。4、契約の方法、指名競争入札。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

資料として3枚添付しております。工事の概要、入札結果報告書、図面があると思います。A3の図面がございますので、それで説明したいと思います。よろしくお願ひします。この図面の黄色に塗られた部分が今回の工事箇所でございます。建物があって、右側が県道のほうになります。今現在ある本部町の敷地から約10メートルバックいたします。その部分の工事部分でございます。全体で、面積でいいますと2,865.9平米、約870坪。駐車スペースが前の部分で約60台でございます。すると、この上のほうで、入り口から歩道部分についてはカラー舗装、あずまや等が書かれていると思いますが、あずまや等の部分については芝張りを考えております。舗装がメー

ンでございますが、芝のほうに懸垂幕を3基、あずまやを一棟、これは約4.5平米四方のあずまやでございます。それとベンチ2基、今現在ある町民憲章をこちらのほうに移設いたします。掲揚ポール3基、予定いたしております。簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省きます。

これから議案第38号 工事請負契約の締結について(本部町役場新庁舎建設工事〈外構2工区〉)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第38号 工事請負契約の締結について(本部町役場新庁舎建設工事〈外構2工区〉)は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第39号 平成27年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第39号について説明いたします。

議案第39号 平成27年度本部町一般会計補正予算について。平成27年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成27年6月22日提出、本部町長 高良文雄。

3枚目、お聞きください。平成27年度本部町一般会計補正予算。平成27年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ5,308万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ70億1,081万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、3ページをお聞きください。これは債務負担行為でございます。固定資産土地評価業務、平成28年度から29年度までをまとめて契約して、執行したいために債務負担行為を設けてございます。平成28年度、29年度までに637万9,000円、債務負担行為をしたいということでございます。

第3表地方債補正、これは後で事項別明細のほうでも説明いたしますが、伝統興行観光化事業債、980万円追加でございます。次の5ページに、伊野波本線道路改修事業債を1,120万円から2,360万円。渡久地旧県道線道路改修事業債を1,240万円からゼロにという地方債でございます。

それでは事項別明細書のほうで、歳出のほうから説明をいたしたいと思っております。

6ページ、7ページをお聞きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料3,317万3,000円、説明の不服審査制度関連規定整備委託料129万6,000円でございますが、

これは平成26年度に行政不服新法の施行に伴う法律関係の整備等に関する法律が公布されております。それによって360の法律が改正を見ております。そのため、町の例規においても見直しが必要になってまいります。その見直しをするための委託料です。町の例規については、約50前後の例規の見直しが必要になってくると考えております。法律の施行日については、2年以内に国のほうから政令によって定められる予定です。まだこの政令が公布されておられません。これが129万6,000円です。続きまして、下の2つですね、社会保障・税番号制度システム整備委託料、総務省分と厚労省分、1,538万1,000円と1,649万6,000円でございます。昨年もこれは補正でやっておりますが、昨年はシステム関係のプログラム委託料、今回のこのシステムの委託料については、既存のシステム、住民基本台帳システム、さらには税のシステム、厚労省関係では児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金障害者システムと、そういうシステムと連携するためのプログラムの作成委託料でございます。同じく6目企画費、19節負担金補助及び交付金、説明の北部広域市町村圏事務組合負担金でございますが、これは北部連携事業で、広域のほうで行いますドクターヘリの運営に係る事業の本部町分の負担金でございます。平成27年度の全体事業としては、1億2,000万円余りでございますが、補助金以外の2,000万円を各市町村で負担割合に応じて負担する金額でございます。9目基金費、25節積立金、ちゅらまちづくり基金積立金60万円でございますが、これは7名の個人と2つの法人からの寄附金の積み立てでございます。8ページ、9ページをお願いいたします。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、19節負担金補助及び交付金473万7,000円、説明のほうの社会保障・税番号制度事務委任交付金でございます。これについては、マイナンバー制度と関連いたしまして、個人番号カード関連事務を地方公共団体情報システム機構、これは一般財団法人ですが、そちらのほうに事務を委任するに当たり、本部町が機構へ交付する交付金でございます。この金額100%、国から一旦本部町が歳入として受け取りまして、その金額を情報システム機構へ事務を委任するという形でございます。この地方公共団体情報システム機構が各全国の地方公共団体から情報を受け取りまして、番号を付する事務というのは、この情報システム機構が全て番号は付してまいります。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、11節需用費、説明に修繕費と書いてありますが、これは火葬場の修繕費を予定しております。50万円でございます。14ページ、15ページをお開きください。同じく4款の2項清掃費、1目清掃総務費、11節需用費、13節委託料、これは本年3月に本部町廃棄物の減量化の適正化に関する条例を制定しております。これに関連し、ごみ袋の値上げと、手数料等の調整を平成28年9月分から取ります。それで粗大ごみ処理の処理券を約1万枚、ごみ仕分けポスターを約2万枚製作する予定でございます。

16ページ、17ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費、19節負担金補助及び交付金1,884万3,000円の減でございます。説明のピージャー産地確立推進事業補助金の減でございます。これは一括交付金でやっている事業なんですけど、今年度、用地の難航により、平成26年度からこの事業を繰り越して、今事業を行っているところでございまして、今般、

国の申請の段階でこの事業が終わってから、再度申請するよという考え方が示されたので、平成27年度分については減額したいということで、今回この事業については全額減額しております。

18ページ、19ページをお開きください。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、これは4節共済費から13節委託料まででございます。これも一括交付金事業で、本部町のマーサムン・ミジラシムンづくり支援事業としてやる予定でございました。この事業についても平成25年度から行っておりましたが、国及び県との調整の結果、平成27年度事業については交付決定がおりませんでした。平成27年度については、国からいろいろ膨大な資料等の要求がございまして、平成27年度については交付決定がおりておりません。それで全額減額を、今回補正をしております。3目観光振興費、13節委託料、15節工事請負費、説明のほうで真ん中あたりに周遊観光実証調査委託料398万2,000円の減額でございしますが、これは当初予算では2,000万円余りの事業計画をしておりましたが、今回約400万円ですね、390万円余り減額いたしまして1,600万円ちょっとの事業費で今年度は執行してまいりたいと考えております。次の下の闘牛舎工事監理委託料274万9,000円と工事請負費の闘牛舎新築工事費4,642万6,000円でございますが、主には先ほど説明いたしましたピージャー産地確立推進事業を減額した分、今回この伝統興行観光化事業の闘牛舎の新築事業として予算措置をお願いしたいということで、今回補正増の予算をお願いいたしております。場所については、多目的広場、闘牛大会等を開いている上のほうで、約100メートル余り離れていると思いますが、その部分に小屋、牛舎、8頭を飼育できる牛舎を新築する予定でございます。

22ページ、23ページお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費でございます。このページの予算の増減についてでございますが、これは予算の組み替えをお願いいたしたいと。今年度、第一渡久地橋と伊野波橋を同時並行で進める予定にしておりましたけれども、第一渡久地橋のほうで満名川しゅんせつ工事、これは沖縄県のほうで現在始まっております。その関係上、渡久地橋の工事ができないような状況になっておりますので、伊野波橋のほうを先行して工事を進めたいということで予算の組み替えをお願いしたいということで、予算の組み替えです。

24ページ、25ページをお開きください。9款消防費、1項消防費、2目防災費、19節負担金補助及び交付金、説明のコミュニティ助成事業補助金220万円についてですが、これは水納島にあるポンプ車が30年ほど経過しておりますので、今回、この事業を使って買いかえをしてまいりたいと。消防組合のほうとも調整をいたしまして、ある程度機能が丈夫なものを、大丈夫なほうに買いかえの予定でございます。

それでは歳入をお開きください。2ページ、3ページお願いします。11款地方交付税、1節普通交付税については70万6,000円、歳入歳出で足りない分を増額しております。2節特別交付税については、一括交付金事業の増減等に含めまして、ソフト事業については特別交付税で措置されますが、ハード部門、今回闘牛舎のほうに組み替えをいたしている関係上、ハード事業の場合は起債でやってくださいという制度でございますので、特別交付税の部分は減額をいたしております。

ます。

あと国庫補助金については、国の予算の内示の段階ではございますが、その部分を予算措置してございます。

16款県支出金の沖縄振興特別交付金の部分ですが、これについても先ほど申しました一括交付金事業の組み替えの関係上、こういう増減が出てくるということでございます。それと当初は、少し余っていた部分もありますが、今回、闘牛のほうに全てやりまして、今一括交付金事業については全ての金額が埋まっているという状況になります。それでの増減でございます。県支援分の400万円の減額も、特別交付税と同じような理由で、8割が国から補助があるんですが、県を通してハード事業で、起債を使ってできる事業については、起債を使ってくださいという事業です。そのように減額をいたしております。

17款財産収入を見てください。土地売払収入、建物、立木等あります。これについては庁舎のほうでもありました今の部分から10メートル県道にとられる予定です。その部分の売買でございます。土地については、519.52平米、約157坪でございます。その部分を売買する。その歳入のほうを今回補正で措置しております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 それでは2点ほどお伺いしていきたいと思えます。

13ページ、衛生費、修繕費の部分なんですけど、この修繕箇所を教えてください。

19ページ、観光振興費、委託料、周遊観光実証調査委託料の減額の理由。あと減額された内容はどのように変わっていくのかというのをお聞きしたいと思えます。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 14番、喜納議員にお答えいたします。

環境衛生費の修繕費でございますけれども、先月の梅雨の期間中の集中豪雨の際に漏電が発生しまして、その漏電関係の修繕と。あと火葬台の一部が経年劣化しまして、火葬台の老朽化に伴う修繕、上のコンクリート張りの修繕等を予定しております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 14番、喜納議員にご説明いたします。

周遊観光の減額の件なんですけれども、4月採択を目指して調整していたんですけれども、国と県との調整の中で資料の不足等がありまして、採択については7月にずれ込んだということでその4、5、6月、3カ月分の減額についての400万円減額となっております。それによる影響なんですけれども、委託期間の短縮になっておりまして、それに伴って運行期間の短縮になっております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 周遊観光の部分なんですけど、これは観光タクシーのほかにも、観光スポットの見所をわかりやすくする案内板表示や、そういったハード面の工事もたしかあったと思うんですけれども、そこら辺の影響はないでしょうか。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 14番、喜納議員にご説明いたします。

この周遊観光実証調査事業については、タクシーや、ほかにバスを使って本部町に誘客を呼び込んだ形で、町内の周遊スポットを回るといった内容となっております。それについては、今御指摘のあったとおり、施設についての整備等もあるんですけども、それについては影響がないように予算の配分をしたいと考えております。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 この遅れで効果が半減しないようにしっかりとさせていただきたいと思えます。

あと修繕費のほうなんですけど、内容はわかりました。あとほかにも老朽化の部分はかなり出てきていると思うので、そこら辺、順次、ちょっとしたところなんですけれども、本当にこういうところでも言いにくいんですけども、ドアが開かないところとか、かなり老朽化しているところがあって、それだと見苦しいなというところもあるので、そこら辺はしっかりと修繕していただきたいのと。あと、これは済みません、私の勉強不足であれなんですけれども、あの中でのクーラーの設置などは可能なんですか。そういった意味で、やはり町民の皆さんが使いやすい形にするという、会場のところですね、告别式の会場のところ。そういうのが可能なのかお聞きしたいと思えます。

○ 議長 島袋吉徳 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 14番、喜納議員にお答えいたします。

先ほど喜納議員から御指摘もございましたとおり、ドアを含めて、小さな修繕等につきましてはその都度対応しておりますので、不都合が出た場合、予算等の兼ね合いもありますけれども、速やかに対応したいと思います。もう1点、クーラーの件につきましては、さっきの漏電の際もクーラーがとまったりしてしまっていて、漏電箇所についてもクーラーがついたり、消えたりしている関係もありますので、そこら辺も含めて交換で対応できるかどうかも含めて、原因調査も含めて対応してまいりたいと思えます。

○ 議長 島袋吉徳 休憩いたします。

休 憩（午後2時00分）

再開いたします。

再 開（午後2時01分）

ほかに質疑ございませんか。10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 19ページの工事請負費ですね、闘牛舎新築工事費、場所は多目的広場ということなんですけれども、多目的広場に今牛舎がありますよね、これの新築ということですか。取り壊して新しく作り直すということなのか。あるいは8頭牛がふえたから、その分ということなのか。ご説明をいただきたい。あと4,600万円強の1頭当たりになると580万円の牛舎ですよ。どういった牛舎なのかとても興味があります。1頭当たり、どのぐらいの広さなのか。どういう構造なのか、ぜひ聞かせてもらいたいです。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ **企画政策課長 安里孝夫** 10番、仲間議員にご説明いたします。

闘牛場の件なんですけれども、多目的広場、今、運動公園からおりてきて、左のほうに闘牛場があるんですけれども、その手前にあるのは、待機小屋という形の闘牛場がございます。あれは常時牛が住んでいるわけではなくて、闘牛があるときに待機するための小屋となっております。今回つくるのが、その待機小屋を右手に見まして、土地の購入を去年でしております。その場所に新しく8頭、常時住んで、稽古をつけるような…、闘牛舎を建設予定しております。広さとしては、闘牛舎が272平米、ふんを扱う堆肥舎が24平米、尿を扱う倉庫が15平米予定しております。以上です。

○ **議長 島袋吉徳** 10番 仲間厚洋議員。

○ **10番 仲間厚洋** この272平米というのは、この8頭をまとめてそこで飼うということの理解でいいんですよね。その牛舎の構造、1頭当たり580万円もかかるんですか、これ。ちょっとどうかなと思うぐらいの金額なんですよね。

○ **議長 島袋吉徳** 企画政策課長。

○ **企画政策課長 安里孝夫** 10番、仲間議員にご説明いたします。

牛舎のつくりなんですけれども、鉄筋コンクリートの打ちっ放しを予定しておりまして、下の、牛が生活するところにはゴムマットを敷いて考えております。臭いとかが一番気になる場所なんですけれども、その辺に配慮したつくりを現在考えております。

○ **議長 島袋吉徳** 10番 仲間厚洋議員。

○ **10番 仲間厚洋** 考えても、1頭当たり580万円もかけるというのは、どうも理解ができないんですけれども、これはどこが管理するんですか、この8頭を。それぞれ持ち主は別だと思うんですけれども。

○ **議長 島袋吉徳** 企画政策課長。

○ **企画政策課長 安里孝夫** 10番、仲間議員にご説明いたします。

現在、本部町の多目的イベント広場のほうが、本部町の闘牛組合のほうが指定管理を受けているんですけれども、今回つくる牛舎についても闘牛組合のほうで指定管理をお願いする予定となっております。以上です。

○ **議長 島袋吉徳** ほかに質疑ございませんか。12番 大城正和議員。

○ **12番 大城正和** 今の仲間議員の関連で、闘牛舎新築工事費の件について、もう少しばかりお聞きしたいと思います。

設置場所も先ほど説明がありました。公設で闘牛組合のほうに管理を委託するということで、管理組合のほうから個人の、どういう形で個人に委託するのかどうかその辺が見えてこない。約8頭と聞いておりますけれども、あれだけの大家畜8頭を、しかも闘牛となると、かなりこれは今後、環境問題に…、近くにはホテルがあり、それから多目的広場、運動場があり、体育館があるという、非常に近くに、部落もあると。そういう中であって、そこで闘牛を集約するということについては、地元の皆さんに了解を得るとか、そういうことをしたのかどうか。悪臭は出さな

いということはず管理上の問題で無理なところがあるんじゃないかと。どういうふうに委託先の闘牛組合と衛生環境面を取り組みしていくのかどうか。また個人に丸投げして、闘牛組合は管理は個人に任せましたということになったら大変なことになるし、これは環境問題等、含めて、恐らく今後にちょっと問題を残すのかという思いもします。先ほど金額的なことはありましたけれども、1頭当たり大体90坪、約550万円と、こういういろんな意味で一括交付金の件について問われるけれども、費用対効果についてはしっかりとそれは吟味してのことだろうと思うけれども、少し不可解なところもあって、それなりの商工観光のほうの効果についても、もう少し具体的に説明していただきたいと。これは年間どういうふうに闘牛大会をしていくのかどうか。どのように観光と結びつけていくのかどうか。将来の活用についても商工観光課にお尋ねしたいと思えます。一括交付金の件については、いろいろな内容についてお互いに、なかなか議論する場がない。出てきて初めてイエスカノーかと問われる状況なので、初めてその事業を見ているわけですよ。そのあたりもししっかりと、そこまで吟味されての上なのかどうか。もう少し費用対効果についてもしっかりと議会の中にも情報を早々と提供しながら、新しい事業を展開するということも必要じゃないかという思いもします。こう出てしまったのでは、イエスカノーかではだめなんです。その辺の体制を、管理体制を闘牛組合、個人との約束ごと、地域への環境問題、しっかり吟味されていることなのか。その辺の経緯について説明をお願いしたいと思えます。

○ 議長 島袋吉徳 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 12番、大城議員にご説明いたします。

環境問題について説明いたします。法律で家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律というものがございまして、その法律の中では牛を10頭以上飼う場合には、この基準で小屋を建ててくださいという基準がございまして。今回8頭ということで、この法律が該当するわけではないんですけれども、この法律を参考に設計を出しまして、ふんの施設と尿の施設は別につくっております。その施設についても、この法律を参考に設計している段階でございまして。

それからこの闘牛舎をつくった際の今後の活用についてなんですけれども、ただ闘牛をやるときの牛小屋という扱いではなくて、一般の観光客が来たときに一緒に見られる闘牛であったり、またふだんの練習の風景が見られるような形で施設を活用していきたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 商工観光課長。

○ 商工観光課長 宮城 健 12番、大城議員に説明いたします。

今現在、年5回から6回程度観光闘牛という形で闘牛大会をやっております。周知に関しては、観光協会を通して、ホテル関係であるとか、そこら辺の呼びかけでやっております。今後もそういった施設が活用できるような体制でやっていきたいと思えます。常にここに牛がいるような状況であれば、牛をバックに写真を撮ったり、そういったことも考え、1つの方法として考えられますので、そこら辺もどうにか活用できればと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 企画、それから商工観光課にもお尋ねしたいと思えますが、こういう新規

の事業については、それなりの事業の目的、事業の今後の活用、運用の状況について、しっかりとその議案と同時に、そこに説明書をつけてもらいたい。聞かれて初めてでは困る。もう少し、議案を出す場合についての説明を、新規の事業については、4,600万円もの事業なんだから、費用対効果も議会の中でもお互いに理解できるように、議論できるように資料出していきたい。どこで運営していて、今後どのように活用していったら、どうこの施設を生かしたいという、恐らく公施設ですから個人負担はないでしょう。そういったものについては慎重に、提案するときには、新規事業についてははっきり出していきたい。その流れで議会もしかり、お互い理解の中で育成していくと。闘牛を育てて、支援していく意味では必要だと思うけれども、こういう新しい事業についてはしっかりした計画書等、また組合、組合からの要請もあったでしょう。そういったものについての経緯についてはしっかりお互いがわかるように、提案と同時に説明書をつけていただきたいと希望しますが、副町長、その件についてどういう見解をお持ちですか。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 12番、大城議員に説明いたします。

おっしゃるとおり新規の事業については、事業導入するに当たっての背景ですとか、あるいは事業効果ですとか、事業の今後の生かし方等について十分な説明、そしてご議論をする中で理解を深めていくということが必要かと思っております。当該事業については、先ほどから説明が課長のほうからありましたけれども、観光文化のまちとして、この闘牛文化というものを単に地域内の人々で見たり、楽しんだりするといったようなことから、それを消化させていったら、文字どおり文化資産として、観光文化として広報を押し上げていきたいということで観光文化フェスタ、ご承知のとおりやっておりますけれども、現状の中で牛の頭数が足りないといったようなこと。そして新規の勢子を、などの勢子する若者も結構出てきておりますけれども、何分、財政力の中で牛小屋を若い20代の皆さんが作り上げて、闘牛を飼っていくといったようなところまで至っていないといったようなことがあります。そういったものを財政的にも支援、バックアップしながら、頭数の確保、そして闘牛文化の拡大、文化資産としての価値を高めていき、そして観光資源として文字どおり活用していくといったようなことの中で現在の形で施設の拡充といったようなことになっておりますので、今後もそういった形で、十分な形で、受け皿である闘牛組合、そして闘牛組合の個々の会員も行政としては十分な指導をしていきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対して反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成27年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第39号 平成27年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第40号 工事請負契約の締結について(石川謝花線橋梁整備工事〈A2橋台〉)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 議案第40号のご説明をしたいと思います。

議案第40号 工事請負契約の締結について。石川謝花線橋梁整備工事(A2橋台)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成27年6月22日提出、本部町長 高良文雄。

記、1、契約の目的、石川謝花線橋梁整備工事(A2橋台)。2、契約の相手、本部町字伊野波598番地1、沖建合資会社、代表社員 内間 明。3、契約金額、6,966万円。4、契約の方法、指名競争入札。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

4ページ目、お開きできますか。位置図ですね、石川謝花線の位置図がありまして、上のほうに赤い字で町道石川謝花線ということで、起点が謝花505から、終点が記念公園、管理財団の入り口付近でありまして、2,100メートルあります。その区間の改築実施区間ということで、今回814メートルを北部連携事業で今回整備することになっております。その中で凡例ということで、黄色のところは改良済み区間でありまして、約420メートル分に関しては舗装まで仕上がっております。赤い部分について、今回橋梁のほうは約60メートルの区間の橋梁が出てきます。今回その部分の下部工と上部工の工事の予定をしております。あと未改良区間については、赤で示してありますけれども、約333メートルを次年度以降、予定しております。

次のA3のほう、今回、下部工ということで右側の赤く塗られている部分があるんですけども、今塗られている部分の上の橋台まで今回整備する予定であります。杭12本、径800ミリの杭が12本、この杭の長さが39.5メートル、杭径が800ミリ、約12本打つ予定であります。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省きます。

これから議案第40号 工事請負契約の締結について(石川謝花線橋梁整備工事〈A2橋台〉)

を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第40号 工事請負契約の締結について(石川謝花線橋梁整備工事〈A2橋台〉)は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第41号 工事請負契約の締結について(石川謝花線橋梁整備工事〈箱桁工場製作〉)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 議案第41号についてご説明いたします。

議案第41号 工事請負契約の締結について。石川謝花線橋梁整備工事(箱桁工場製作)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成27年6月22日提出、本部町長 高良文雄。

記、1、契約の目的、石川謝花線橋梁整備工事(箱桁工場製作)。2、契約の相手、那覇市久茂地1丁目12番12号(ニッセイ那覇センタービル11F)、JFEエンジニアリング株式会社、支店長 齋藤浩司。3、契約金額、8,391万6,000円。4、契約の方法、指名競争入札。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページお願いいたします。41号資料ということで、工期が240日、約9カ月間かかります。あくまでも橋梁工事は工場製作でありまして、現場でやる工事ではなくて、工場製作となっております。指名業者が川田工業から仲本工業、この分に関しては箱桁に関しての町のほうへ入札参加資格を提出されていて、技術者がいるという、指名されているということでもあります。あと工事概要として、工場製作、あと材料、鋼材及びボルト、製作加工として箱桁製作、工場塗装として前処理、全面処理、工場塗装、工場塗装の内面、メッキ、溶融亜鉛メッキ、その辺の工事を行っていきたいと思っております。

A3版ですね、A3版の図面を見てください。桁が上のほうにかかる工場製作でありまして、赤く塗られているところですね、それが箱桁になっております。次の一番最後のほうに箱桁の断面が載っているんですけども、これが9ブロックに分けて製作をして、現場に持ってきてそれを組み立てるという工事になっております。今回はあくまでも工場製作であります。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省きます。

これから議案第41号 工事請負契約の締結について(石川謝花線橋梁整備工事〈箱桁工場製作〉)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第41号 工事請負契約の締結について（石川謝花線橋梁整備工事〈箱桁工場製作〉）は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午後2時30分）